

令和6年第4回臨時会

高森町議会 4月臨時会会議録

令和6年4月17日開会

高 森 町 議 会

4月17日(水)
(第1日)

令和6年第4回臨時会

高森町議会 4月臨時会会議録

令和6年4月17日開会

高 森 町 議 会

4月17日(水)
(第1日)

令和6年第4回高森町議会臨時会（第1号）

令和6年4月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 白石 豊和君

2 番 武田 栄喜君

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（1日間）

自 令和6年4月17日

至 令和6年4月17日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
4月17日（水）	本会議	議案審議

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 10 議案第 32号 令和6年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	白石 豊和 君	2 番	武田 栄喜 君
3 番	児玉 幸之助 君	4 番	佐藤 武文 君
5 番	甲斐 節男 君	6 番	後藤 巖 君
7 番	牛嶋 津世志 君	8 番	後藤 三治 君
9 番	本田 生一 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町長	草村 大成 君	教育長	古庄 泰則 君
総務課長	岩下 徹 君	会計課長	今村 親助 君
税務課長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	生活環境課長	二子石 誠 君
政策推進課長兼TPC事務局長	岩下 雅広 君		
住民福祉課長	石田 昌司 君	建設課長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君	教育委員会審議員	石井 佑介 君
税務課課長補佐	法花津 和明君	総務課課長補佐	植田 雄亮 君
財政係長	児玉 明 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局係長	久保田 一也君
--------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、草村大成君。

町長（草村大成君）おはようございます。

令和6年高森町議会第4回臨時会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。

3月28日からですねあまり日がたつてなく臨時議会ということでございますが、議員の皆様におかれましては大変御多忙のところを御理解頂きまして、お礼を申し上げます。

令和6年度がスタートいたしております。コロナ前と違ってですね、町内の各学校や公園等ではですね、大変子供の行き来が激しく多くなっております。また入学式や、入園式も平時のように行われておりまして、ようやく普通に戻ったかなという感覚になっているところでございます。

県立高森高校におきましても、普通科グローバルコースが32名、マンガ学科に41名が入学されまして、合計1年生だけで73名、全生徒で約170名近くですね、生徒が増えているということで、現在熊本県においてですね、新しい校舎の建築等が進められているところと、いうふうにお聞きいたしております。

また南阿蘇鉄道の通学に関しましても、県立高森高校への通学ということが急激に増えまして、今年度でまだ1両車両全てにはなりません、来年度この調子で入学者が増えた場合には、完全に高森高校だけの通学列車として運行ができるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

また、役場内におきましては、4月1日付で10名の新規採用職員を迎えて、新たな体制で新年度の業務を行っているところでございます。社会人枠の試験で入られた方というのはやはり行政のノウハウはございませんので、そこは新規の職員さんと同じでございますが、やはり社会人としての経験、社会での経験をしっかり生かしてひと味違うスパイスが効いたですね、対応と仕事に取りかかるカラーをしっかりと出していただければ大変ありがたいというふうに思っております。

また昨日ですね、私も行ってまいりましたが、新しい熊本県知事、木村知事が誕生いたしました。同時に副知事2名、幹部48人の人事も発表をされました。当町副町長であられました本田敦美さんもですね、次長級ということで上から2番目のポストということで大変今後活躍が期待されるところではないかというふうに思っております。今後も、副知事2名がプロパーの方ということでございますので、大変熊本県の隅々まで精通されております。しっかりですね連携を図りながら各種

事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、本日の臨時会に御提案いたします案件は条例改正並び補正予算に係る専決処分の承認 7 件と議案 1 件合計 8 件でございます。

御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げまして御挨拶といたします。

議長（牛嶋津世志君）どうもありがとうございました。

それでは、本日の出席議員が定足数に達しておりますのでただいまから令和 6 年第 4 回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（牛嶋津世志君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、児玉幸之助君、4 番、佐藤武文君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（牛嶋津世志君）日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 4 月 1 7 日の 1 日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（牛嶋津世志君）日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

税務課長、眞原友紀君。

税務課長（眞原友紀君）おはようございます。

承認第 1 号で報告いたします、専決いたしました高森町税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い専決処分にて改

正を行ったものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。

まず、能登半島地震関連でございますけれども、今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、現行法では令和7年度分の個人住民税から雑損控除を行うところを、令和6年度分の個人住民税においてその損失の金額を雑損金控除の適用対象とする特例が設けられており必要な改正を行っております。

次に定額減税についてですけれども、令和6年度の個人住民税所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が行われるため、今回必要な改正を行っております。

その他、上位法の改正に伴い必要な改正を行っております。

以上主な改正内容について御説明申し上げましたが御審議頂き、御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

- - - - -

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（牛嶋津世志君）日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長、眞原友紀君。

税務課長（眞原友紀君）承認第2号で報告いたします、専決いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法施行例の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い専決処分にて改正を行ったものでございます。

それでは主な改正内容について御説明いたします。

国民健康保険税の課税限度額について、国民健康保険の被保険者間の保険税の公平性確保の観点から、今回賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者世帯の保険税負担を考慮し、国民健康保険税の軽減措置についても5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について見直しを行うものであります。具体的には、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課限度額を22万円から24万円に引き上げるものです。また、軽減する所得判定基準についても、5割軽減の被保険者に要する金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の被保険者に生ずる金額を53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上、主な改正内容について御説明申し上げましたが、御審議頂き御承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、10番佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）はい、10番佐伯です。

今回の改正でどのような影響が納税者にあらわれてくるのか、大体これ値上げになるわけですが、高森町の要するに世帯から考えたときに平均的に値上げという形で、受ける世帯が多くなるのか減ってくるのか、その辺りについて御説明を頂きたいと思います。

議長（牛嶋津世志君）税務課長、眞原友紀君。

税務課長（眞原友紀君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

確かに限度額自体引上げとなりますので高所得層に方々につきましては多くの負担を求めることとなりますけれども、今後のことを考慮いたしますと中間所得層に配慮した保険税の設定が今回の改正で可能という形になっております。

ですので中間世帯層の方たちについては5割軽減2割軽減が受けやすくなっていると、そういった改正になっております。

議員（佐伯金也君）10番、佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）はい、10番、佐伯です。

中間世帯、中間層の皆さんたちについてはとうとうございまして、ただ今国が行っておる少子化対策の中で、児童手当や要するに子育て支援に係る給付金等が

各世帯のほうに中間世帯、要するに実年世帯の方たちにも給付されてくるわけですが、1人の子供2人の子供3人の子供という場合についてはその額が増えてくるわけですが、そうなった場合についてこの給付金というのはこれ所得として見れば、皆さん所得が上がってくるわけでありましてけれどもその点について、どういうふうな影響があるか、給付金を所得としてみるのか、見ないならば別に前年どおりだというふうに思いますけれども、この給付金を所得として加算するということになってくれば、値上げをする世帯のほうが多くなってくると思いますがその辺についてどういうお考えが聞かせください。

議長（牛嶋津世志君）税務課長、眞原友紀君。

税務課長（眞原友紀君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

給付金に関しましては非課税という形で国のほうから示されております。以上でございます。

議長（牛嶋津世志君）ほかに御質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（牛嶋津世志君）日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、草村大成君。

町長（草村大成君）承認第3号で御報告いたします、専決第3号令和5年度高森町一般会計補正予算第9号について御説明を申し上げます。

専決しました内容は、3月末に確定しました地方交付税やふるさと応援寄附金に

伴う最終調整等を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ1億1,309万6,000円を追加し予算の総額を88億8,312万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、地方債を活用して実施する各事業におきまして事業額が確定したことに伴って、借入れ金額が変更になった分について、それぞれ限度額を調整いたしております。

続きまして歳入の主なものについて御説明いたします。10ページをお開きください。

第1款町税につきましては、コロナの影響から収納率を若干低く見積もっておりましたが、法人税を含む町民税とたばこ税について収入が見込みを大きく上回ったため増額補正を行いました。第2款地方譲与税から11ページにかけて、第9款環境性能割交付金までの各種交付金につきましては、年度末に交付決定通知がありまして、実際に歳入で受入れた額に合わせるための補正を行っております。第11款地方交付税につきましては、3月末の特別交付税の交付決定により8,175万3,000円を増額いたしております。3月末、令和5年度末の最終的に数字が出ましたので最終的な特別交付税措置額は国から頂けるのが約4億3,000万円となりました。

続きまして18ページをお開きください。

第18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと応援納税寄附金等の状況に応じて補正を行っております。次の19ページの第19款繰入金につきましては、各種基金を活用して実施する事業について事業費の確定に伴いそれぞれ減額するものでございます。

続きまして歳出について御説明をいたします。22ページからが歳出となります。全体にわたって、年度末、令和5年度末における最終的な調整をやっております。なお説明欄に財源組替えあるものは、補助金や地方債の確定に伴い財源を変更したものととなります。

続いてですね40ページに飛びますのでお願いします。

第12款諸支出金につきましては、各基金への積立金を補正いたしました。このうち、財政調整基金、財調についてはですね1億9,921万円を積み上げることができました。3月31日、令和5年度末における高森町の財政調整基金残高は約24億円、また同じく令和5年度末3月31日時点でのふるさと応援寄附金残高が約8億円となる見込みでございます。それとは別に、子供等のですね、高森高校の基金等々があるということでございます。

以上専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、後藤三治君。

議員（後藤三治君）8番、後藤です。

ただいま説明頂きましたけれども、歳入の中でふるさと応援寄附金それから企業版ふるさと納税併せまして、1億8,000万程入っているわけですが、令和5年度最終的にこれを追加して幾らになるのか。

それから、企業版ふるさと納税はどういったものに企業版ふるさと納税されたのかをお聞きしたい。

それからですね、歳出のほうで23ページふるさと納税返礼品送料というのは、非常に大きくなってきていますが、9,000万円ほどあるっていうことですが納税された方に対して返礼品を送る品物の送料だと思いますが、こういったものを含めてですね、最終的に令和5年度では幾ら入りまして幾ら返礼品に充てて、それと送料として幾らしたとか、中間委託業者もあると思いますが、例えば総額幾らで経費として、これというような表ができるのであればですね、お示し頂きたいなと思います。

よろしくおねがいします。

議長（牛嶋津世志君）政策推進課課長、岩下雅広君。

政策推進課長（岩下雅広君）8番、後藤三治議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金額につきましては、令和5年度の最終的なのは、ただいま集計中でございますが、3月末時点の一応概算ということでお知らせいたします。

ふるさと納税額につきましては、全体で21億4,000万円となっております。

それと企業版ふるさと納税につきましては、全体で当初1,000万予算を計上しておりましたが、この今回の3,720万円合計いたしまして4,700万ほどとなっております。

あと、企業版ふるさと納税の使い道につきましては、それぞれの企業様からですね、この使い道に沿ってということで御希望がっておりますので、御意向に沿いまして基金へ積み立てたり、使い道を設定しております。

それと、ふるさと納税の送料の件につきましては、確かに送料が今値上がりしておりますが、大変担当でも苦労しておりますけれども、最終的にはですねこの10月に制度改正が行われまして、その返礼品とあと諸経費ですね、含めまして5割以内に収めるということで、今そこの集計をしているところでございます。

一応、10月からですね、返礼品の実質的な値上げといいますが、返礼品の割合を落としてですね、値上げをしているような対策をとっておりますので、今現在集計しております5割以内に収めるように慶安をしているところです。

議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

町長（草村大成君）岩下課長にちょっと追加して御説明を差し上げたいと思います。

まず企業版ふるさと納税は企業の方が公開希望と非公開希望がございます。これはルール上オーケーでございますが、当町としては内閣府が認めてる今年の約4,700万円と課長がお答えになりましたが、そのうちの子供の学び場が3,500万ということで、上色見のフォークスクールを中心とした事業を内閣府のほうに申請をして承認を頂いた後、その上でのですね、企業はふるさと納税を頂いてるところでございます。

これは大変ですね、御理解頂くまで時間もかかりましたが、なかなか厳しかったなというのが、正直な感想でございますが、どうかですね御理解を頂きまして、いろんな企業からですねバックアップをしていただくことによって、実際の町民さんの負担なしでそういう環境が構築できるのではないかなというふうに考えております。

それと、令和5年度はですね大変頑張った結果かな、21億円というのは頑張った結果かなと思っております、最後の追い込みが後藤議員がおっしゃいました1億9,000万円、これは要は最後の3月だけで、2月の中旬から3月だけでこれだけ稼いだというところで数字を積み上げたということです。

ふるさと納税に関してはですね9月の30日までは、御承知のように当然募集前経費と募集後経費がありまして、ですので募集後経費というのがたくさんあったわけですね。ここは5割ルールの中に入れなくてよかったのが9月30日までであって、10月1日からこの後の経費も入れて5割にしろというところですので、全国の自治体が大変パニックというよりも大変な状況で、やる方法は一つだけしかなく、1万円で売ってた米を1万5,000円、もしくは1万8,000円にするしかなかったということですね。

なので経費に関しては今度5月に出る分は9月30日までの分と、10月1日から制度改正になって、3月31日までの分は実質上は経費の出し方が違くと、令和5年度に関してはですね、そういうことになります。令和6年度に関しては全てが、今年はまだ1年分になっておりまして、だから余計今から九州だったり沖縄だったり北海道だったり東北は大変送料で厳しいっていうのが地域間格差が出てくる制度っていうか中身になってるということで、やはり九州でも福岡とか、関西だったら大阪に近いところとか東京に近いところは大変有利ということがもうはっきり

分かっておるところでございます。

以上でございます。

議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

議員（後藤三治君）担当課長、それから町長のほうから御答弁頂きまして、非常に納得いたしました。やはり町民の方はやはり気にされているんじゃないかなと思いますので、企業版ふるさと納税はどういうものかということ、もう少しTPC等で説明出来るようであればですね、一覧表にしてでも報告いただければと思います。

御存じのように、一昨年、その前は34億円あったのが、昨年が大体26億円、今年度は21億円、各町村ですねやはりこのメリットを生かしながら、非常に取り組んでおられますので、本町もそういったふるさと納税が、徐々に横並びになる可能性もあると思いますけれども、町民の方にもお伝え頂き、また有意義な事業に使っていただくようお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

4番、佐藤武文君。

議員（佐藤武文君）4番、佐藤です。

歳出についてちょっとお尋ねをします。

22ページ、総務費一般管理費の中で、一般財源が2,700万円あまり減額で国県支出金が増額、それから総務費の地域振興費でも、一般財源が4,900万円あまり減額、県支出金が増額となっておりますがこれの内容についてお尋ねをします。

それから、まとめて言います。

24ページ、ふるさと納税費の負担金補助及び交付金6月の提案では2,000万の金額でしたけれども今回1,000万の減額となっております。

それから32ページ、林業振興費、高森町森の魅力向上事業、6月の提案では1,770万でしたけれども、今回1,000万円あまりの減額となっております。

それからもう一つ、33ページ、観光費、町PR広告費、これは当初より3,000万組んでありましたけれども、今回1,400万減額、この3つの減額の理由をお答え頂きたいと思います。

議長（牛嶋津世志君）総務課長補佐兼総務係長植田雄亮君。

総務課長補佐兼総務係長（植田雄亮君）おはようございます。

ただいま4番佐藤議員から御質問のありました件について御説明します。

まず、総務費総務管理費一般管理費の2,700万円の減ですけれども、主な理由としましては給料の減額、つまり人件費の減額が生じたので今回ですね専決

とさせていただきます。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、岩下雅広君。

政策推進課長（岩下雅広君）4番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

24ページのふるさと納税費の18節負担金補助及び交付金の減額につきましては、ふるさと応援未来の高森町応援補助事業ということで、当初2,000万円を計上しておりました。1件当たり1,000万円上限で2件分ということで計上しておりましたが、1件だけですね令和5年度で事業に取り組みまして、実績報告も受けております。もう1件につきましては、事業申請を受け付けておりましたが、途中で事業を断念されたということで、取下げをされました。ということで、今回減額をさせていただきます。

あと、33ページの第6款商工費の観光費、3目の観光費の11節の役務費につきましては、町PR広告費ということで、これはふるさと納税の広告ですけども、もう広告の必要がなくなったんで、減額をさせていただきます。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君

農林政策課長（芹口孝直君）4番、佐藤武文議員の御質問にお答えいたします。

32ページの高森町森の魅力向上事業についてですが、こちら1,002万2,000円の減額となって減額を計上しております。こちらにつきましては、スキームとしましては、前年度に事業体に要望調査をしまして、予算額のほうを上げておりますが、今回は事業体のほうからの聞き取りにつきまして、ご説明いたします。

森の魅力化向上事業につきましては、間伐等の補助となっておりますが、令和5年度につきましては、間伐が少なく主伐のほうが多かったため、事業の実施が少なかったということでした。

それともう一つの要因につきましては、こちらの森の魅力化向上事業につきましては、熊本県の要領をもとにつくっておりますが、こちらの県の要領が変わりまして材の適用範囲が狭くなったため、こちらにつきましても補助の適用範囲が少なくなったということで、こちらの1,000万ほどのですね減額となっております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）ほかに質問ございませんか。

4番、佐藤武文君。

議員（佐藤武文君）4番、佐藤です。

総務管理費の総務費の一般管理費と地域振興費の説明は私が聞いた内容には答えていないので再度お答えをお願いします。

議長（牛嶋津世志君）お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。

御異議ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）暫時休憩いたします。

それでは、10時50分から再開いたします。

- - - - -

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

- - - - -

議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長岩下徹君。

総務課長（岩下 徹君）4番、佐藤武文議員の御質問にですね、お答えさせていただきたいと思います。

一般管理費の国県支出金、補正額の財源内訳の中の国県支出金、こちらの増額と一般財源の減額という関係、それから地域振興費の国県支出金の増額、それから一般財源の減額という部分での御質問であったかと思えます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症関係の地方創生臨時交付金、こちらの中のまず物価高騰対応生活者支援交付金、いわゆるLPガスの支援補助金こちら等につきまして一般管理費の国県支出金に主に充当させていただいております。このことに伴いまして主に一般財源が減額をされているという部分でございます。それから、地域振興費につきましては、こちらと同じく新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の中の物価等高騰対策生活応援商品券事業、こちらにつきまして国県支出金を主に充てさせていただいたことによりまして一般財源の減額という部分でございます。

以上を御説明といたします。

議長（牛嶋津世志君）はい、ほかに質問ありませんか。

10番、佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

この教育委員会のほうに確認なんです、これはもう専決処分ですからもう、別にそこまでいたすつもりはないんですが、ただ歳入で諸収入ですね、貸付金元利収入で奨学金償還金が50万3,000円減額になっております。これ歳出のほうで財源組替えがあって50万3,000円歳出も減っておるわけでございますけれども、それとの関連があるのかどうかですね、お聞かせを頂きたいと思えますし、あ

と、この南阿蘇鉄道消費税貸付金元利収入1,000万円減額となっております。
これについて御説明を頂きたいと思います。

議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

諸収入の件、減額50万3,000円ですが、現在貸付け7名している者に対しまして、うちですね5名分が計画どおり歳入が入ってきておりませんので、その分を減額しております。

7名分のうち、5名分が計画どおり、全額ではございませんけど計画どおり入ってきていないという部分の実績による収入の減額でございます。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、岩下雅広君。

政策推進課長（岩下雅広君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

南阿蘇鉄道の消費税貸付金元利収入の減額1,080万円の分につきましては、貸付け実績に伴う不用額の減額ということで今回、減額させていただいております。

この貸付けに関しましてはですね、前回の補正のときですね、令和5年度中に返していただくということで予算を計上させていただいております。その前まではですね、令和6年度になって繰越して返していただくということでしたので、元利収入が残ったままとなっております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）10番、佐伯です。

奨学金の償還の計画どおりいかない部分ということでございますが、教育委員会内で奨学金等についての償還の遅延等が起きた場合における対応の仕方というのをお聞かせを頂きたいと思います。

議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

奨学金を決定する際に保証人を2人立てていただいておりますので、まずは本人に連絡をいたします。それでも改善が見られない場合、保証人に連絡いたしまして、保証人等にも協力を仰ぎながら、返還を促してる状況ですけど、なかなか、こういった減額の補正に至っておりますので、そういった保証人のほうにも協力を仰ぎながら、返還を促してるといった状況となっております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）10番、佐伯です。

無理やりというわけじゃないんですけどもちゃんとした規定に基づいて貸付けを
されておるわけで、連帯保証人の方も付いているわけですね。ですから、本来徴収
は進めるべきであると思います。

ちなみに、税務課長。あなたは厳しいからね、聞きます。税金の滞納があった場
合について、何期目からは自宅に徴収に行くかということ。要するに1年間滞納で
あったらいくのか。それとも、3期目4期目ぐらいに滞納が始まったらいくのか。
要するに、1期目にもし、5万円の健康保険税等の納付書を送りました。そして、
1期目が納められませんでした。そして2期目がまた発行されました。でも、徴収
されませんでした。そうしたときに、どういう時期からどのような行動を起こされ
るかをお聞かせください。

議長（牛嶋津世志君）税務課長、眞原友紀君。

税務課長（眞原友紀君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず1期目ですね納期を過ぎて20日以内に督促状を出さないといけませんの
で、まず20日以内に督促状を発送させていただきます。そのあと電話催告、夜間
催告等をさせていただきます、それでも払われなければ財産調査という形に進ん
で、それでも払われなければ、最終的には滞納処分という形をとらせていただい
ております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採択いたします。

お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認するこ
とに決定いたしました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（牛嶋津世志君）日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

健康推進課長、津留大輔君。

健康推進課長（津留大輔君）おはようございます。

承認第4号で専決処分いたしました、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、県から交付される保険給付費等交付金が3月末に確定したことにより、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会の招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

予算書1ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,008万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、9億9,488万4,000円としております。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。第6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金を3,751万5,000円減額しております。

続きまして11ページを御覧ください。歳出予算に参ります。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費、2,701万6,000円減額しております。その他、第2款保険給付費につきましては、確定に伴う減額をいたしております。

最後に15ページ、予備費で収支の調整を行っております。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認頂きますようお願いいたします。説明を終わります。

議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

- - - - -

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（牛嶋津世志君）日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

健康推進課長、津留大輔君。

健康推進課長（津留大輔君）承認第5号で専決処分いたしました、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について御説明を申し上げます。

主なものは、令和5年度後期高齢者医療事業費等が確定したことにより、補正予算の議決を経る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算からそれぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,880万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。6ページ1款後期高齢者医療保険料を第2款使用料及び手数料、第5款諸収入につきまして、事業の確定に伴う増減をいたしております。

続きまして歳出に移ります。

8ページ9ページを御覧ください。歳出につきましても第1款総務費から第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第3款保健事業費、第4款諸支出金におきまして、事業の確定に伴う不用額等の減額を行ったものでございます。

最後に第5款予備費において、収支の調整を行っております。

以上、説明を申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第5号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

- - - - -

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

議長（牛嶋津世志君）日程第8承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

健康推進課長、津留大輔君。

健康推進課長（津留大輔君）承認第6号で専決処分いたしました、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算第4号につきまして御説明を申し上げます。

主なものは、令和5年度の介護保険事業費等が確定したことにより、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から2,953万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,990万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、負担金、補助金、交付金等の確定に伴う補正を行っております。まず第3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護保険給付費負担金を900万7,000円減額しております。続きまして4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金を984万6,000円減額しております。

7ページを御覧ください。第5款県支出金、1項県負担金、1目介護保険給付金を1,004万7,000円減額しております。

8ページ9ページを御覧ください。歳出につきましては、第1款総務費、第2款

保険給付費、第5款地域支援事業費につきまして事業の確定に伴う不用額の減額を行っております。

最後に10ページ、予備費において収支の調整を行っております。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認頂きますようお願いいたします。説明を終わります。

議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求め、ことについてを採決いたします。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

- - - - -

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

議長（牛嶋津世志君）日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

建設課長、住吉勝徳君。

建設課長（住吉勝則君）おはようございます。

承認第7号で御提案いたしました、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について御説明をいたします。

今回専決いたしました主なものは、事業が確定したことによる補正となります。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ521万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,219万9,000円とするものであります。

続いて、6ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明をいたしま

す。第1款使用料及び手数料、第1目水道使用料として616万円を減額しております。

続いて、7ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明いたします。第1款水道費につきましては、年度末の事業が確定したことにより、175万円を減額しております。

最後に、第4款予備費につきまして収支の調整を行っております。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

議員（佐藤武文君）4番、佐藤です。

建設課長のほうから説明ありましたけれども、歳入の水道使用料、現年課税分が581万減額となっておりますが主な原因をお答えください。よろしく願います。

議長（牛嶋津世志君）建設課長、住吉勝徳君。

建設課長（住吉勝則君）4番、佐藤武文議員の御質問にお答えいたします。

当初より減った理由といたしましては、水道を節約される方が多いのと、あと閉栓が増えたということも原因の一つかなと思っておりますし、年々水道使用料が若干ずつですけど減ってきているのが現状でございます。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）ほかに質問ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第7号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認するこ

とに決定いたしました。

日程第10 議案第32号 令和6年度高森町一般会計補正予算について

議長（牛嶋津世志君）日程第10、議案第32号、令和6年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、草村大成君。

町長（草村大成君）議案第32号で御提案いたしました、令和6年度高森町一般会計補正予算第1号について御説明を申し上げます。

今回の補正は将来を担う人材育成基金を活用した高森町次世代定住促進奨学金の予算を計上したものでございまして、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算総額を67億7,900万とするものでございます。

8ページをお開きください。今回計上いたしました歳出につきましては、令和6年3月に新たに創設した高森町次世代定住促進奨学金に関し、当初予算の見込みより申請者数が大幅に増加したことにより増額補正するものでございます。まず、これまであった高森町の奨学金制度につきましては、過去5年間を見ましても申請者はほぼ1人か、もしくは3名以内とこういう申請者数でございました。この数値をベースに新奨学金制度ではですね、旧制度からの借換えされた方を含め、大学生8名、高校生4名の申請を想定をいたしまして、合計600万円を当初予算に計上し、承認を頂いたところでございます。

募集を行いましたところ4月5日の期限日までに、当初の想定を大きく超えた大学生14名、高校生11名、旧制度から今回の新制度への借換え希望者5名、また継続者1名を含めて、不足する900万円の予算を今回補正するものでございます。なお財源につきましては、7ページの歳入において高森町将来を担う人材育成基金からの繰入金で充当予定といたしております。

以上、今回御提案しております補正予算についてその概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）10番、佐伯です。

この事業につきましては、令和6年度の予算提案時に、町長のほうから概要書をもとに説明が行われました。それで、その概要書の内容というのが次世代奨学金を使って高校大学に行かれた方たちが、また高森のほうに帰ってきていただいて、いろんところで役に立っていただければということで、要はこの人材育成基金の趣

旨にのっとって生活をしていただければ返済を免除するというところでございます。

大体その中身です、事前にそのときに、貸付け条例も一緒に提案をされ、審議をして、それを議会のほうで承認をしたわけでございます。ですから、非常にもう皆さんたちからすれば歓迎する基金でございますので、希望者は多いだろうなと思っておりました。しかしながら、教育委員会のほうでちゃんとした積み上げをもとに予算の提案をなされておるんだらうということで、私どもも完了したわけでございますが、ただ今回の補正額が900万ということで、当初予算の1.5倍ですね、これが本当に当初予算がより精度が高かった。精度を高くするのが、当初予算を組む側としての責任であると思っております。ですから、そうなってきたときに1.5倍っていうのが、どういう積み上げを、今町長が説明されましたが、ちゃんとやったのかなというのがあります。各事業課で予算を出すときには、例えば令和6年度の当初予算を積み上げる際には、12月ぐらいから課内でいろいろと積み上げをしてくるわけですね。そして課内で精査をした後に、財政のほうと協議をしていく。そして、財政も交えた中で総務課長査定がある。最終的には町長査定がある。それを段階を追って、予算の精度というのを高めていって、当初予算というのを提案してくるわけなんです、今回みたいに1.5倍の補正予算というのがね、私からすれば許容範囲を超えております。特に、この財政運営の基本方針というのがあって、効率のよい財政運営を図る原則であり、財政の秩序を保つ原則である。そして、長期的な財政安定を保持する検査、そして予算編成の諸原則ね、財政の健全な運営に努めるよう収支の均衡を図り、国の政策に反するようなことがないよう、または、法令の規定に定めるところによって合理的な基準によって経費を算定して予算に計上し、そしてあらゆる資料に基づいて正確な財源を捕捉して、経済の現実に即応して、その収入を算定しこれ予算に計上する。経費はその目的を達成するための必要かつ最小限度を超えて支出をしてはならない。確実かつ厳正にというふうに予算編成の諸原則でございます。翌年度以降、財政の状況を考慮し、健全な運営を損なわないように留意をしなければならない。そういうふうにもなっております。そして、今回の900万の補正をもし認めたとしたときに1,500万でございます。

今回奨学金を申し込まれた方たちが1,500万いらっしゃって、翌年度もまた同じ数の方たちが申込みをされる。そして、今年申し込まれた方たちが、来年も一緒にされてということになると、金額がね倍々に増えて、1,500万ずつ増えていくんです。高校生徒3年間で大体4,500万になります。そして、財源はこの基金の中からやっていくんですが、ただ基金の償還免除というのがあります。借りた方たちのおおよそ半分ぐらいの方たちが高森町に帰られると思います。

帰ってこれると思う。そうしたとしても何年か後にはね、基金が枯渇してしまうんじゃないかなという問題点がございます。

そこで、先ほどの補正予算専決の中でね、償還金の徴収業務をどうしとるかということを聞いた。税務課長にどういうふうに、滞納があったときはどうするかって聞いたね、税務課長のほうは本当にシビアにやられます。だから滞納額がどんどん減ってきてる。そして教育委員会のほうは保証人にいってとかいろいろ言われるけれども、その徴収についても、若干の不安がある。いうことになってくると、償還免除をした上に償還を遅延される方たちが出たということになってくると基金運用をすると、1億円の基金が底をつくのが早くなってしまう。そうしたときに、町長がね3年後にはまた統一地方選です。20年ぐらいされるという希望であるならばまだ56歳だから76歳までやっていたらその間に安定的にこの基金運用というのは回転していくことは可能であるというふうに思いますが、やっぱり将来的にね、継続しうるための適当な町の財政基準、財政の規模に応じて、適正な金額というのが私はあると思うんですよね。先ほど、委員会でも言ったんだけど、それとこれと話は別だということで佐藤議員にも言われたんだけど、町営住宅の入居申込みを2月にとる。そのときに、もし10軒の方たちが申し込まれた。でも実際町営住宅が5軒しかあいてなかった。あと残りの漏れた5軒の方たちのために住宅建てますかって話。

だから青天井で今から希望があれば全ての方たちをこの条例に従って奨学金の貸付けをしていくのか。私はそれは不可能だと思う。やはりある程度のやっぱり枠と決めて、その枠内に入らない人たちにはすいませんということ、それとその枠内に入ったとしてもその方たちが本当にこの条例に該当するのかどうかということも審査をしなければならない。この保証人のところにある3親等以内の親族以外の者とするという、連帯保証人のうち1人は小学生本人の3親等以内の親族以外の者とするというこれは、恐らくいとこだと思う。いとこかじい様の兄弟、じい様のじい様かな、そういうふうな解釈だと思うんですが、小学生本人が高校生だったときに恐らくそこあたり、連帯保証人になる能力があるのかどうかちょっと審査もせないかん。また3親等以内の親族以外のものということの審査をどうするのかという、その審査をどうしたかということですよ。そして予算オーバーするぐらい申込みがあったのか。

それとあとは税金のところね、住民税の税金のところも一緒に該当するのかどうか、納税証明書、その辺りのところでちゃんとその辺の審査もされたのかどうかというですね。ここにある第6条にある年額3,000円以上の住民税の所得割、または固定資産税を納めるものを2人と書いてある。そこあたりの審査もどうされた

のか。そういうことをね、ちょっと教育委員会のほうにちょっとお聞かせを頂きたいなと思います。

厳しいようであるけれども、やはり継続をしていくためには今からある程度の枠というのは決めておく必要があると思いますので、その点について教育委員会でどういうふうにやっておられたのか、最初積み上げをするときに、それと今の審査について、ちょっと財政の状況等について考慮されたのかどうか、その辺について教育長、あなたが1番トップだからお聞かせください。

議長（牛嶋津世志君）今教育長のほうに御指名がありました、まず教育委員会事務局長の村上純一君から答弁をお願いいたします。

教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問、お答えいたします。

まず1点目の質問です。

まず当初予算比で1.5倍の補正予算規模はいかがなものかと言った点ですが、冒頭町長の提案説明の中でもございましたとおり、5年で1人から3人程度の実績がございました。過去10年に遡りますと平均で1.5人しか、奨学金制度の申込みがあっておりません。

これまでの旧奨学金制度がやはり現代の変化、社会のニーズ、現代教育の醸成に遅れをとっておるといったことが分かりまして、やはり真に求められる子を養育する保護者世帯から大変使いづらい制度であったといったことが今回分かっております。そういったものをベースに、大学生で8名、高校生で4名ということですので、当初に比べてですね、これでも随分大胆に提案したつもりでございます。繰り返しですが町長の御説明のとおり、やはり想定をとってもオーバーする、申請を頂いたといったことで、やはりですね申請時にやはり多くの保護者の方から大変使いやすいし、やはり、大変ありがたいという反応も頂いておりますので、やはり今回の補正予算を通じてやはり次世代の定住促進といったところで条例で定めていただきましたので、これからやはり地域コミュニティーの発展や、人口減少の中においてですね貢献が期待される人材につきまして、勉学を通じて下支えできるものと今回考えております。

次の質問です。申請に関しましても保証人ですとか、納税の件をどう審査しているのかといった件でございます。

まず、保証人に関しましては、1人は申請者のお父さんでもお母さんでもおじいちゃんでもいいと。もう1人はですねその3親等以外のものというふうに定めております。これは旧制度時に大変御指摘を頂いた点が、旧制度ではですね、保証人が高森町内から2人といったことで、やはり限られたコミュニティーですので保証人が重なったりとか、やはり頼みづらいとか、そういった部分の声を頂きましたの

で今回改正しまして、3親等以外の1人ということで町外から幅広く保証人を立てるといったふうな制度設計にしております。そういった中で3親等以外をどう確認するのかというところで、担当が申請書を受け付けるときに、この方は誰なんですか、この方は誰なんですかと言ったところをヒアリングで聞き取りをしております。分からない部分、本当に確認できない部分であれば、やはりそういった連帯保証人の方の続柄もしっかりとって確認すべきと考えております。現在の申請者の方の中では、全て確認がとれているといった状況でございます。また連帯保証人の方の納税額、果たして保証人の能力があるのか、そういった部分については全員納税証明書について提出を求めています。その中でやはり納税額が上がってこない方、住民の所得割が課せられない方については連帯保証人を変更して再提出させていただいて、そういった条例に基づく要件に合った方のみ申請した方が、今回補正予算に計上しているといった点でございます。

次に、財政の件につきましては私のほうから答えるべきことじゃないかもしれませんが、やはり議員がおっしゃるとおり基金には底がございますのでやはりそういった部分は、町長と財政部局とですね財政の見通しを立ててやはり基金には、今回の奨学金以外にもほかに人材育成を担う事業がありますので、そういった事業との兼ね合いもございますので、これからまた町長部局と財政担当としっかり協議して進める必要があると考えております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）はい、10番、佐伯です。

当初予算でね、事業が出たときには画期的で、やっぱり他の町村もまねできないような奨学金制度であるというふうに、私も思ってましたから大賛成でした。ただね、最初の積み上げ、言ったとおり町長も説明をされたけれども、想定以上というね。画期的な制度なんだ。画期的な制度なら想定以上のことがある可能性もあるんですよね。そうしたときに、財政や町部局と課内でも局内でも審議をして、これだけでいってしまうって言ったならば、これは締切りがあってもこれ仕方がないんじゃないかなと私は思いますよ。

ただね、本当に奨学金制度で学校に行かなければならない子供たち、この子供たちが外れるのは私は絶対いけないとね。ただね、これでいう卒業後に住民票を置いて地域コミュニティーのいろんな実績を踏まえていけば、町長が認めることがあれば、償還免除ですよというのだけがひとり歩きしてね、もしかしたらそれだけで申し込まれるという方たちもいらっしゃるんじゃないかなとね。だからこそ、本当に借りて学校に行かなければならない人たちは、子供たちがまだいるんよね。

ところがね、これもしかしたら戻さんでいいかもしれんという形でね、申し込んだ人たちも、そういう人とごっちゃになってる。そこの審査をどうするかということ。だから増やしてくれる分については私はいいですよ、漏れる方がいないから。ただね、ここ5年ぐらいはこの奨学金制度が継続したと。ところが、10年後には、あの頃はよかったよねって戻さんでいい制度があったもんねって。

5年前に奨学金借りた子たちは、今戻してるんです。その子たちがあと5年生まれるのが遅かったらこれに該当してるんです。だからこそね、厳格にするべきところはせにゃいかんと、そう私は思う。やはり本当に奨学金使っていきたい方がいけないということはいけない。そしてね、これ書いてあるね、奨学金の免除のところ、当該教育機関を卒業後貸付け期間と同期間以上高森町に住所を有し、かつ現に居住して就業もしくは就職した者が高森町の振興発展または地域コミュニティーの維持及びその他に貢献すると認められる場合は、償還すべき奨学資金について償還を免除することができるというね、これどういう人たちが1番使いやすいか。これ男の子は消防団、女性消防団もあるよ。でも女性消防団の今の数は何人ですか。数えたときに、増えてない。役場の職員が女性消防団に入ってやっと女性消防団は存続してる。地域消防団だって今役場の職員が各地域の地域消防に入ってる。だから、どうにかこうにか数字があっている、男の生徒は、帰ってから住民票を置いてね大津や菊陽に仕事に行っても、地域消防に入って頑張ればやはり地域コミュニティー、地域活動に貢献したというふうを目指すことはできる。コミュニティーについても一緒ね、町内の子たちが卒業して住民票を置いて、市内あたりの仕事に行つて、高森のにわか向上会に入って、風鎮祭のときににわか出演をしてくれれば、それはそれでまたコミュニティー事業として認定はできる。じゃあ女性はどうか。地域コミュニティーの維持及びその他に貢献する。また地域の振興発展、その子たちからすれば非常にやっぱり狭き門になるんじゃないかなと思う。これはもう3月の議会のときに私たちも何げなく認めてしまったから、これは仕方ないと思う。でもね、これから先の償還の免除についてはこれは町長に、これはもう柔軟に対応していかなければならないけれども、その反面厳しくも、見ていただかなければならないと私は期待をしています。

そういう中において、やはり査定を何か所も行った中で、やはりこれだけの1.5倍の補正はね、私は通常をあんまり認めるべきことではない。そして、教育委員会内でも想定外だったろうと思うんだけど、やはり議論は本当にどの程度までされたのかなと思うんですね。これだけ画期的な事業なんです。あるって想定しないといけないね。私の計算なんかでもそうだ。町長が言われた数字と違うんだけど、高校生が10人も申し込んだとする今回。30万円で300万ね。大学生が

5人で300万で、これが600万というふうに私は計算した。今回の補正は、中の内訳聞かなかったから分からないんだけど、高校生が20名で600万ね、大学生が5人で300万で合わせて900万、そういう計算でいったときにどうしてもやっぱり7、8年後にはね、基金が枯渇する。特に先ほど一般会計の補正予算、令和5年度の補正予算で償還金が50万3,000円未収になった。その徴収の仕方等を聞いたならば、一層大丈夫かなと思いました。

その辺について、あなたたちの教育委員会の心意気というか、そういうところを聞かせていただいて、その後、総務文教常任委員長に、当時3月定例議会の常任委員会付託をしたときに、この600万についての説明を聞かれたと思いますので、委員長報告を再度よろしくお願いをいたします。

議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問頂いたのは免除をどう審査していくのかということだと思います。まず条例の運用に関して必要な部分はその他定めるとしてありまして、委員会ですら要綱を定めてありましてこの要綱によりまして申請書を受け付けたりですとか、そういった部分を定めております。そしてまた別に、奨学資金を運用するのに関しまして、高森町次世代定住促進奨学金資金運用規程というものを定めることとしております。この規定につきましてはですね償還の免除の決定の方法ですとか、誰が審査するのかとかそういった要件とかそういったものを詳しく定めることとしております。

まず、大学卒業されるときに免除を申請される方につきましては、申請を出していただきまして、規則に規定する選考委員会を組織しまして、その中で検討するといったこととしております。その際に免除、こういった要件を定めるのか、そういった部分につきましては、まず高森町から通勤できる範囲の企業や、もしくは事業所に正規雇用従業者として勤務し住民税を納付したものの、または高森町で自営もしくは高森町から通勤できる範囲で企業または事業開始し住民税を納付したものの、また高森町で認定新規就農者として就農したものの、最後にその他、教育委員会が町長と合議の上、必要と認めたものを償還免除の決定者とするものと定めたいと考えております。また、その償還免除決定の際は何をもって確認するのか、そういったことが出てきますので、現在では企業もしくは事業所等が発行する就労証明書または商工会等が発行する自営証明書、起業した事業所等の登記簿謄本や法人届出書の写し、また農業に従事される場合は農業委員会が発行する就農証明書、そういったものを提出を義務づけたいと考えております。

次に認定した後に、実際住んでいるのか、仕事をちゃんと続けているのか、そう

いった部分に関しましては、その選考委員会でですね調査を不定期及び定期で実施するといったところで定めておりました、その期間につきましては、貸付期間と同期間の居住期間に達するまでの間をしっかりと調査を続けていくというふうに定めております。またあわせて、その免除が決定される方から報告義務を定めておりました、その報告義務がある免除の決定者につきましては教育委員会が定める方法で、やはり四半期に1回程度の報告義務を設けたいと考えております。

やはりそういった報告義務、調査をした後に、虚偽の申請があったりとか、現に住所を置いて高森町で実際その届出がある就業をしていないとか、働きが全然違うところで、高森にただ住民票を置くだけで、別の住所地で仕事をしてるとか、そういった場合があった際には、償還免除の取消しを過去の償還の免除決定された期間を遡って免除を取消したいと考えております。

またそういった、免除取消しがあった場合、償還免除の取消しが虚偽であったり届出による虚偽のことが調査で発覚した場合に取消した際、申請者から一切の異議申し立てを受け付けることはできないというふうに厳しく定めたいと思っております。

これから補正予算を承認頂いた後に、これから奨学生の決定事務に入るわけですが、当然、交付決定の通知書を要綱に基づいて発行いたします。その際にこの件をですね全部担当者任せにせず、私もですね申請者に立ち会ってこういった規則で運用しますということですね、しっかり面前で口頭で伝えたいと思っております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

議員（後藤 巖君）先ほど10番議員から委員会でのこの予算の立て方についての内容決定を教えてくださいということでしたので説明いたします。

まず、これまでの奨学金というのが、先ほど町長も教育委員会からもありましたが、大体1名ないし2名が申し込まれていたという現状。そして、このたび600万をまず組んだという部分については、大学生の申込みが8名、高校生が4名を想定しているという説明がありました。それにつきまして、委員会でそのことも話が出ましたが、今までの実績を鑑みて8名4名というのは、これは思い切ったという部分は先ほど10番議員もおっしゃいましたが、思い切った予算の立て方ではないかっていうところで承認したという次第です。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

町長（草村大成君）佐伯委員の御質問にお答えします。

村上局長が答えたとおりでございます。

まず大前提です、2030年度、将来の問題に対しての施策ということが1点。二つ目が町民の負担にならないお金で運営してるということ、これが一番大きいことです。そして三つ目、ここで結果が分かったのが、これまでの制度が全く人気なかった、使いづらい制度だったということです。

その上で、初めてやる事業は見込みが立たないという中で予算の積み上げを職員は行ってあります。私は逆にこういった事業で追加の予算をするということは、大変私が就任するまで動きが遅かった高森町役場の行政にとって、現在は住民の視点に立った、柔軟な対応を職員が心がけている表しではないかなというふうに私は評価をしてあります。私はそのような行政と役場を目指すために、この13年頑張ってきました。

そして佐伯議員がおっしゃってる予算についてでございますが、現在先ほど申し上げましたようにふるさと応援寄附金が約8億円ございます。この8億の大半がですね、ほぼ大半が約5億円、6億円ぐらいだと思いますが、寄附者の意向はほとんど教育なんですね、次世代の。次世代の教育に果たして何に使っていくのかって考えたときに、当然今後中央学園構想とかもあるでしょう、いろんなことがあるとは思いますが、やはりこうやって将来のですね、今国が抱えてる問題に対して、きっちと小さい田舎町ながら柔軟な対応を持ってですね、出身者の人が帰ってきていただくということが出来る、そしてそれをきちんと佐伯議員がおっしゃるように、精査するところは教育委員会が条例に沿った形でこの規則をつくっておりますので、そこをしっかりとですね、今後申し込まれた方には、当然これ予算がないとできませんよってお答えはできませんので、それができたところで多分説明するのではないかなというふうに考えております。私は今回、逆に職員の対応に評価をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

議員（佐伯金也君）10番、佐伯です。

町長のほうは教育委員会の職員の方たちの対応に評価というふうに言われました。住民の視点に立ってって言われるけれども、最初からこの事業というのは、3月の定例議会の際に提案されたときに画期的なこれは事業だというふうに言っとるわけね。画期的な事業だと言っとるのに、そして町長も言われた、今までの奨学金制度がいかに使いにくかったのかというのがこれで証明されたという、それが分かった上で今回画期的な奨学金制度というのをつくった。ふるさと納税にはおおむね、子供の教育とか学校施設とかいろいろ条件等が入ってきておると思うんだけど、ただ、私たち議会議員からすると一般財源を通して基金に行く以上は入った

時点でこれは住民の諸財産であるというふうに思います。

ならば、住民の町民全体の財産であるならば、ちゃんとした使い方をしなければならぬと私は思います。だからこそ、今回900万の増額についても、もうちょっと慎重に正確に出すべきではなかったか。想定外想定外で想定以上と言われるけれども、もともと画期的なんだから。画期的だったならば、今年中学校を卒業する生徒が何人いるのかが分かった。だったらその中の半分以上は申し込むよねって。その中からまた大学に行ってる子がある。その子たちもまた、奨学金借りてる子たちの半分ぐらいまた奨学金借りるよねっていけば20人20人、そうなるってくと当初からそのくらいの予算になる。そうすると、ある程度予算の基金の太さも決まってくるんです、この基金の太さが。そうすると私たちも余裕を持って見れるんだけども、これが1億だからこそ私たちが余裕を持って見れないでしょうと。いいよと言えないんです、そう簡単に。ただ1億円を2億円にしますと簡単にはできない。ふるさと納税で入ってきた寄附金とは言え、一度一般財源に入ってくる以上はいろんな基金で綱引きをするからね。いろんなところで綱引きをしてこっちに入れてくれこっちに入れてくれっていう綱引きをする。だから、次世代定住促進奨学金の基金のばかしの積み増しはそう簡単にはできない。だからこそ、正確にやるべきだよと。そして性根を入れてちゃんとやらんといかんよという話なんです。

画期的は画期的で、これ最初町長が提案したときにね、今年の3月にそれ言われたときにこんな画期的って分かってたんだから。だからその中で、そういう、それが想定以上と言われるのはね、ちょっと私からすれば残念だなと思います。

そして住民の視点と言われた。住民の視点から見れば画期的だからこそ、うちも申し込むという方たちが増えてくるというのも分かる。だからこそ想定を上げておくべきだったなと思います。

それと職業の変更を言われたね。要するに、住民票を置いて就職してて就職した先の企業のいろんな書類を取り寄せて、変わってたら該当しないと。役場の職員が何年今若い子たちが辞めてる、公務員として就職してきて。公務員ですら若い子たちは辞めてるのに、一般の企業あたり辞める子もいるよそれは。だから、住民票置いて、ちゃんと仕事してるならいい。そのくらいの気持ちでやっていかんと出来ないと私は思います。職業が変わったぐらいのことで、一々それを言ってもらってもそれは迷惑。今は変わる、公務員ですら変わるんだから、辞めるんだから。やっぱりそこあたり、慎重にね課内で協議をすべきだと思う。そう思います。

長くなりました。最後に教育長、この事業についてあなたの取組または考え等について、あなたが1番トップですので御返答よろしく願いいたします。

議長（牛嶋津世志君）教育長、古庄泰則君。

教育長（古庄泰則君）おはようございます。10番、佐伯委員の御質問にお答えします。

子供たちは地域の宝であるというふうに思っております。ただし、先ほどの10番議員がおっしゃいましたように、本当に必要な子供たちに本当に必要な手当がいく。これが1番大事なことだというふうに思っております。

先ほど事務局長また町長からお話がありましたように、厳しく免除については審査をしますし、償還につきましても今までの取組あたりをもう一度見直しまして、きちんと償還すると言ったこと辺りを十分、徹底的に詰めていきたいと思っておりますが、非常に画期的な制度であるという事はもう皆さんおっしゃったとおりだというふうに思いますので、この制度をですね、高森町の住民、子供たちが十分活用して、そして町がますます活性化していきますように、そういう取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

8番、後藤三治君。

議員（後藤三治君）すいません、8番、後藤です。

2点ちょっとお伺いしたいと思いますが、大半は10番議員が言われたことがやはり、課題かなと思っているところでございます。そういった中でですね、局長にちょっとお伺いいたしますが、高校3年間この奨学金を活用して卒業された場合ですね。何年後から返還が始まって、返還期間は何年なのか、それを一つお伺いしたいなど。

当然、高校を出て大学にいかれますと7年間、それぞれの奨学金を活用されるわけでございますが、大学を卒業して何年後から償還が発生するのか。まずそこをちょっとお伺いしたいなと思っておりますのでよろしくお伺いしたいと思っております。

議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

教育委員会事務局長（村上純一君）8番、後藤三治議員の御質問にお答えいたします。

要綱で卒業後から償還計画は10年間以内で返還するというふうに定めております。卒業後10年間です。

議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

議員（後藤三治君）8番、後藤です。

局長のほうから卒業後10年以内に返還ということで確認出来ました。ただですね、令和5年度までの旧奨学金額においても、先ほど10番議員が言われたように、一部の方が償還ができない人もおるという中で、今回は高校生で1万増額、大

学で倍になったと。ありがたいことではありますが、これは償還するときにはですね、今まで以上の倍の金額をお返ししなければいけないということで、やはり借りるときはいいんですが、返すときには大変だなと。そういったことで期間を少し延ばすとか、そういう配慮も必要かなというふうにひとつ思いました。

そんな中でですね、これ3月に提案されたんですが、免除規定がありまして、今の高森町では、これに該当する人がいるかという質問に対して、今のところいないということだったんですが、今後はぜひこれを活用して地元に残っていただきたいと思いますが、この免除の規定がここに掲げてあります。卒業後貸付期間と同期間町内に在住と今なってるわけですが、翌年から償還が始まる場合ですね、この免除というのはいつの時点で決めるのか。それと、同期間居住するというのはどの段階で認めるのか。もし、卒業して2年ぐらいい町内におったという場合はその免除規定にはその当時は当たると思うんですが、3年目に居なくなった場合は免除した期間も全部返還しなければならないのかというような問題も出てきます。

この同期間居住ということになりますと、その期間を居住したことによって免除が発生するともとられるわけだ。そうなりますと、高校大学ということになりますと、22歳で卒業して7年間経過したのを見て免除をするのか。償還を一度していただいて、それがこの要件に当たった場合はお返しするのか、その辺は教育委員会としてはどういうふうに捉えておられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

教育委員会事務局長（村上純一君）8番、後藤三治議員の御質問にお答えいたします。

まずは免除申請の時期ですが、規則によりまして卒業年度の最後の貸付け日から1か月以内に奨学免除申請書を提出することができるというふうにしております。1か月前です。高校生大学生、高校生が卒業した際に大学に進学してというところですが、その辺をですねやはりちょっとこれからそこはちょっと詰めなければいけないとございまして、まずは高校生が始まるのが今年からですので、少し期間を頂くことができますので、さらにしっかり検討すべき案件と考えております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

議員（後藤三治君）8番、後藤です。

現在のところ、その免除についてはまだ該当者がいないから、この1年間を使って色々議論をするということでございます。

当然ですね、今高校3年生、大学4年生の方は来年度はもう卒業ですね。その方たちは卒業後、これが適用になるわけなんですよ。だから、この1年間で決め

るといことですが、事業としてはそういったところを見込んで、やはりこういった事業を行う場合はですね、途中で決めるんじゃなくてある程度はそういう目的を持ってして頂きたいなど。

できるだけこの免除該当者がですね、増えるように、町内で残っていただくようお願いしたいなと思いました。

議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

6番、後藤巖君。

議員（後藤 巖君）はい、6番、後藤です。

教育委員会に一つ確認なんですけども、このたびの予算を追加することで、今申込みされてる方だけの予算措置なのか。これ、2次募集とかする予定があるかないか、それだけまずお聞かせください。

議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

教育委員会事務局長（村上純一君）8番、後藤巖議員の御質問にお答えいたします。

今回の予算は令和6年4月5日の締切日をもって申請があった方のみですので、今年度にこれで補正予算承認頂きましたら予算が全て執行しますので追加募集予定ございません。

以上です。

議員（牛嶋津世志君）はい、6番、後藤巖君。

議員（後藤 巖君）はい答弁ありがとうございました。

先ほどから10番議員、8番議員と教育委員会に対して、いろいろ話が出たと思います。先ほどの償還、例えば在住のときをどこで区切るのかとか、いろいろあったと思います。

これについて規則や要綱ということ。これについては、まだこれから定める部分もあるかと思えますから、審議会などを設置した上できっちり、その対応をこれから図っていただきたいと思います。

これは最後に町長にお尋ねしたいと思います。

この事業は本当に画期的なところであると思えます。特に、これから若い世代が流出するこの地方において定住促進という部分を入れた奨学金というのは、近隣の自治体、地方公共団体にはなかった取組だと私も思えます。

ただ、これ10番議員が言いましたけどもやはり財源、これっていうすごく重要な課題だと思ってます。そしてこの奨学金を聞いた今中学生や小学生を持つてる親、この人たちにも希望を与える、光が見えたっていう家庭も、結構あるんではなからうかと思えます。その点について当然これ、高森町将来を担う人材育成基金の中からの事業ではありますが、これ1,500万というのがこのたび出たとしま

す。これ倍倍ゲームという話が出たかと思えますけども、当然2年後3年後4年後と、これを施策として高森町の画期的な取組として継続するっていう重要性、これがこれから求められる中で当然私は基金の積み増しっていうのをしていかなければ、ただこの人材育成基金というのは奨学金だけに使う基金ではないと思ってますので、その今後について町長のお考えを尋ねたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

町長（草村大成君）後藤巖議員の御質問にお答えします。

財源についてですが、これはふるさと応援寄附金で現在稼いでる分で十分賄えるのではないかなと思っております。

行政の継続性でありまして議会側も稼ぐための提案ということをお願いしたいというふうに思ってます。私たちは現在ふるさと納税だけじゃなくて企業版ふるさと納税も含めて取り組んでおりますが、年々厳しくなるというよりも、厳しいのではなくてマーケットは大きくなっていってるんですけど田舎は商品がないので実際売れないんです。これが現実なんです。

ですので、そこをどうやって苦労して工夫してやっていくかというところで、私も少々この制度に疲れております。なぜ疲れているのか、やってもやってもエンドレスだから、正直申し上げまして。なので、ペースダウンしていきながらやっていきたいなと、職員さんもですね、過度な営業にならないようにしながらやっていきたいなと思っておりますし、その中で現時点の基金の中でもこの奨学基金は十分、現時点の基金の中でもある程度賄えるのではないかなというふうに思っております。

当然町民の方がここで残っていただいて、働いていただいて、なしにするのも大きな成果だと思いますし、逆に言うと外で活躍してくれて、ちゃんと返していただくというのも大きな成果だと思います。

事業をやると必ずトラブルが発生するかと思いますが、やりながら修正し14年間やってきましたので、やりながら修正していきながら、次の世代の今の小学生、中学生が高森の奨学金制度はいいと言えることに関しての担保をやはり現行世代の私たちはやっていかなければいけないし、その基礎の部分は十分できてるのではないかなというふうに思いますし、ふるさと応援寄附金だけがこの財源になるのではなくて、私は堂々と財政調整基金から出しても構わないというふうに私自身は思っております。

なぜならば私が就任したときは6億1,000万の高森町だったんです。現状24億まで努力して増やしましたので、使途に関しても自分の政策で決めさせていた

だきたい。それを判断するのは議会だというふうに思っております。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第32号、令和6年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。

この採決は起立起立によって行います。

議案第32号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、議案第32号、令和6年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第4回高森町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れでした。

閉会 午後 0時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員